

## 目次

### 告示

- 産業廃棄物処理施設の変更の許可申請（廃棄物対策課）
- 知事指定薬物の指定の失効（薬務課）
- 農用地利用集積等促進計画の認可（農業振興課）
- 連携管理保全計画の認可（2件）（農村振興課）

### 公告

- 開発行為に関する工事の完了（建築宅地課）
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の中止の公告（警察本部会計課）

### 監査委員

- 定期監査結果に対する措置の公表（監査委員事務局監査チーム）

### 雑報

- 宮城県市町村職員共済組合令和7年度決算の要旨の公表（市町村課）
- 仙台市職員共済組合令和7年度決算の要旨の公表（同）

## 宮城県告示第501号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の2の6第1項の規定により産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請があったので、産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱（平成10年宮城県告示第737号。以下「要綱」という。）第30条第1項の規定により告示し、同条第3項の規定により関係書類を公衆の縦覧に供する。

なお、当該施設の変更に関し利害関係を有する者は、要綱第32条第1項の規定により意見書を提出することができる。

令和8年6月26日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 申請者の名称、所在地及び代表者の氏名
  - (1) 名称 株式会社オガワエコノス
  - (2) 所在地 広島県府中市高木町502番地の10
  - (3) 代表者の氏名 代表取締役 小川 勲
- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所  
宮城県黒川郡大和町松坂平八丁目3番地13
- 3 産業廃棄物処理施設の種類  
廃プラスチック類の破碎施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）第7条第7号）  
がれき類等の破碎施設（政令第7条第8号の2）
- 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類  
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず（これらのうち石綿含有産業廃棄物を除く。水銀使用製品産業廃棄物を除く。）
- 5 申請年月日  
令和8年3月31日
- 6 縦覧場所等
  - (1) 縦覧場所 仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）
  - (2) 縦覧期間 令和8年6月26日から令和8年7月25日まで（午前8時30分から午後5時15分まで）
- 7 意見書の提出期限等
  - (1) 提出期限 令和8年8月8日
  - (2) 提出場所 仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）
  - (3) 意見書に記載すべき事項 生活環境保全上の見地からの意見、提出者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに対象施設の名称（日本語により記載すること。）

## 宮城県告示第502号

宮城県薬物の濫用の防止に関する条例（平成27年宮城県条例第69号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定により、次のとおり知事指定薬物の指定の効力を失うので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年6月26日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

### 1 失効する知事指定薬物の名称

N-[2-(5-メトキシ-1H-インドール-3-イル)エチル]プロパン-2-アミン及びその塩類（通称名：5-MeO-NiPT）

### 2 失効の理由

当該知事指定薬物が、条例第2条第5号に掲げる薬物に指定されるに至ったため

### 3 指定の効力が失われる日

令和8年6月27日

**宮城県告示第503号**

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可した。

令和 8 年 6 月 26 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 農用地利用集積等促進計画の概要  
別冊のとおり
- 2 認可年月日  
令和 8 年 6 月 26 日

**宮城県告示第504号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の11第1項の規定により、あぶくま川水系角田地区土地改良区が行う連携管理保全事業の計画を令和8年5月22日認可した。

令和8年6月26日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

**宮城県告示第505号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の11第1項の規定により、迫川沿岸土地改良区が行う連携管理保全事業の計画を令和8年5月29日認可した。

令和8年6月26日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和 8 年 6 月 26 日

	宮城県知事 村 井 嘉 浩
	東松島市赤井字川前二 206 番 4、206 番 5
1 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる 地域の名称	
2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）	石巻市南中里三丁目 12 番 21 号 有限会社あすなる工房

令和8年4月17日付けで公告した次の政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る一般競争入札を中止する。

令和8年6月26日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 入札を中止する事項

- (1) 調達案件及び数量 宮城県警察勤務管理システム用サーバ賃貸借 1式
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間 令和9年1月1日から令和13年12月31日まで
- (4) 履行場所 宮城県警察本部ほか

2 入札を中止する理由

入札参加者がいないことが明らかと認められるため、財務規則（昭和39年宮城県規則第7号）第101条の3第3号の規定に該当することによる。

3 その他

この入札中止公告についての問合せ先は次のとおりとする。

〒980-8410 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県警察本部総務部会計課調度係（電話番号022-221-7171、内線2232）

## 宮城県監査委員告示第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した定期監査結果について、同条第14項の規定により措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

令和8年6月26日

宮城県監査委員	菊	地	恵	一
宮城県監査委員	熊	谷	義	彦
宮城県監査委員	成	田	由	加里
宮城県監査委員	宮	川	耕	一

### 1 監査委員の報告日

令和8年3月23日

### 2 通知のあった日

令和8年5月22日

### 3 監査委員の報告の内容及び措置の内容

#### (1) 仙台南県税事務所

##### ア 監査委員の報告の内容

県税事務において、適正さを欠き速やかに改善を要するものが認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

(内容)

不動産取得税の減額申請において、共有名義者の住所情報を本人の同意を得ずに提供したものの。また、住所を知られたことにより転居を余儀なくされた共有名義者に損害賠償金を支払ったもの。

##### イ 措置の内容

<発生原因>

不動産取得税の納税義務者A及びB（共有名義で不動産を取得）について、納税義務者Aが当該不動産取得税の減額申請のために来所した際、対応した職員の個人情報取扱いに対する認識不足により、納税義務者Bの個人情報である住所を納税義務者Aに提示し、もって納税義務者Aに納税義務者Bの個人情報が漏洩したもの。

<処理内容>

BはAと別居後現住所をAに対して秘匿しており、BはAに住所を知られたことにより転居を余儀なくされたとし、県に対して損害賠償を求めたことから、弁護士に相談しながらBと協議を重ね、県がBに損害賠償金（約30万円）を支払うことで、令和7年5月に和解したもの。

<再発防止策>

事案判明後直ちに臨時の班長会議を開催し、事案の共有と個人情報取扱いの徹底を指示した。

多くの個人情報を取り扱う県税事務では情報漏洩のリスクが高いことから、税務課では、個人情報の取扱いに関する「留意事項」を取りまとめており、当事務所職員全員に改めて「留意事項」を配布し、各自においてはデスクマットの下に入れ個人情報の取扱いへの重大性を常に認識させるとともに、その取扱いの徹底を図った。

<内部統制システムにおけるリスクやチェックポイントへの反映状況>

令和7年度においては、内部統制システムの所属独自取組として「個人情報の漏洩」を重点リスクに掲げ、「リスク回避実践チェックシート」により中間評価及び年間評価を行うことで、同様事案に対する再発防止の徹底を図っていくこととした。

#### (2) 仙南保健福祉事務所

#### ア 監査委員の報告の内容

生活保護扶助費返還金において、収入未済の解消に努めているが、引き続き収入未済が認められたので、今後も収納促進と適切な債権管理に向けた対策を講じられたい。

(内容)

- ・令和6年度収入未済額
  - 現年度分 5,991,424円
  - 過年度分 67,858,246円
  - 合 計 73,849,670円
- ・令和5年度収入未済額
  - 現年度分 9,481,620円
  - 過年度分 63,512,466円
  - 合 計 72,994,086円

#### イ 措置の内容

<発生原因>

例年、被保護世帯に対し収入申告義務の周知を行っているが、申告の遅延や不履行が依然として発生している。このため、収入把握が事後となり、返還金の決定時には既に受給者が当該資金を費消していることから、一括納付が困難な状況を招いている。

<処理内容>

被保護者に対し、家庭訪問等を通じて返還義務を丁寧に説明し、納付指導を継続した。一括納付が困難な世帯に対しては、分割納付や保護費からの徴収など、生活維持に支障のない範囲での納付計画により収納促進を図った。また、9月及び10月を「債権回収強化月間」に設定し、対象者全員への催告書の送付に加え、電話による納付折衝を集中的に実施することで、収入未済の縮減に努めた。

<再発防止策>

(ア) 未収債権の新規発生抑制

保護開始時及び家庭訪問時に、収入申告義務について詳細な説明を行い、申告書の早期提出を促す。特に、収入の発生が予見される時期には、随時の家庭訪問や電話連絡等による進捗確認を徹底し、申告漏れに起因する新規未収債権の発生抑制に努める。

(イ) 未収債権の縮減

納付が滞っている被保護者に対し、納付意識の維持・向上を図るため、家庭訪問時に返還義務の再教示と納付指導を継続的に実施する。一括納付が困難な事例については、資力に応じた分割納付や保護費からの徴収など、個々の世帯状況に即した納付方法を提示し収納促進を図る。

<内部統制システムにおけるリスクやチェックポイントへの反映状況>

収入未済に係る債権管理については、「督促遅延の防止」を重点リスクと定め、設定したチェックポイントに基づき、未収金額や債務者の状況把握、継続的な納付指導を改めて徹底し、適切な債権管理に努める。

### (3) 北部保健福祉事務所

#### ア 監査委員の報告の内容

生活保護扶助費返還金において、収入未済の解消に努めているが、引き続き収入未済が認められたので、今後も収納促進と適切な債権管理に向けた対策を講じられたい。

(内容)

- ・令和6年度収入未済額
  - 現年度分 229,031円

過年度分 10,592,630円

合 計 10,821,661円

・令和5年度収入未済額

現年度分 2,800,559円

過年度分 9,797,096円

合 計 12,597,655円

イ 措置の内容

＜発生原因＞

被保護世帯に対しては、毎年度、収入申告義務の説明は行っているものの、提出遅延や未申告となる世帯は少なくなく、収入の事実を確認し、返還命令を行った時点には、既に費消されており、返還金の一括納付が困難で収入未済となっているもの。

＜処理内容＞

家庭訪問等で返還義務を説明し、早期納入を促すものの、一括納入が困難である債権も多く、履行延期特約承認による分割納入や生活保護法第77条の2の規定による保護費からの徴収など、債務者が納付しやすい制度を積極的に提案・活用することで収納促進を図った。また、9月と12月を未収債権回収強化月間に設定し、債務者に一斉に催告書を送付するとともに、電話・家庭訪問による納付勧奨を集中的に実施した。

＜再発防止策＞

(ア) 未収債権の新規発生抑制

保護開始時及び家庭訪問時に、収入申告義務について詳細な説明を行い、申告書の早期提出を促す。特に、収入の発生が予見される時期には、随時の家庭訪問や電話連絡等による進捗確認を徹底し、申告漏れに起因する新規未収債権の発生抑制に努める。

(イ) 未収債権の縮減

納付が滞っている被保護者に対し、納付意識の維持・向上を図るため、家庭訪問時に返還義務の再教示と納付指導を継続的に実施する。一括納付が困難な事例については、資力に応じた分割納付や保護費からの徴収など、個々の世帯状況に即した納付方法を提示し収納促進を図る。

＜内部統制システムにおけるリスクやチェックポイントへの反映状況＞

「収入未済」は、重点リスクとして設定していないが、「督促の遅れや漏れ」を重点リスクに設定している。納入期限経過後も納付がなされない者に対しては、財務規則に基づき、遅滞なく督促状を发出するとともに、早期納付を促すことで未収債権発生抑制に取り組んでいる。

(4) 北部地方振興事務所

ア 監査委員の報告の内容

使用料において、調定遅延が認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

(内容)

行政財産の目的外使用許可に係る使用料について、6か月以上の調定遅延があったもの。

・件数 5件

・金額 23,040円

イ 措置の内容

＜発生原因＞

使用許可が前年度から継続している複数年許可の案件についても、調定は毎年4月1日に当該年度分を行う必要があるが、事務引継ぎが十分でなく失念し、また、複数の職員での確認が不足していたもの。

<処理内容>

担当者が行政財産目的外使用許可に係る許可台帳を作成し、単年許可、複数年許可別に一覧で管理できるよう整理するとともに、当該台帳を担当班内で共有し、複数の職員によるチェックを徹底することとした。

<再発防止策>

許可台帳を基に調定漏れとならないよう担当と担当班長によるダブルチェックを徹底するのに加え、管理職による最終チェックを実施した上で調定を行う。また、担当、担当班長、管理職のスケジュールに調定日を登録し、タスクの見える化を図る。

<内部統制システムにおけるリスクやチェックポイントへの反映状況>

本監査結果における指摘は、令和6年度に発生したものであるが、不備の発生後、速やかに是正措置を講じるとともに、令和7年度の重点リスクとして追加している。

現在、処理内容に記載のとおり、許可台帳を担当班内で共有化するとともに、複数の職員によるチェックを徹底することによって、同様のミスが起これないように対応している。

(5) 北部地方振興事務所

ア 監査委員の報告の内容

需用費において、返納手続きの遅延が認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

(内容)

上下水道料金について、90日以上返納手続きの遅延があったもの。

- ・件数 1件
- ・返納額 10,000円

イ 措置の内容

<発生原因>

令和6年6月分の上下水道料金について請求額に対して1万円多く支出し、公共料金口座に残ったまま3か月以上気づかず返納遅延となった。

<処理内容>

発覚後、当日のうちに速やかに返納処理を行った。

<再発防止策>

支出全般において決裁時には複数の目で慎重に確認をするとともに、毎月1回以上通帳を記帳し、残額の確認を行っている。

<内部統制システムにおけるリスクやチェックポイントへの反映状況>

本監査結果における指摘は、令和7年度において重点リスク及びチェックポイントへ反映していなかったため、令和8年度は重点リスクやリスク回避（対処）実践チェックポイントへの反映を見直し追加することで、同様のミスが起これないように再発防止策を徹底していく。

(6) 農業大学校

ア 監査委員の報告の内容

需用費において、支払遅延が認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

(内容)

物品購入代金について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）に規定する支払時期を越えて支払ったもの。

- ・件数 11件
- ・金額 271,072円

イ 措置の内容

<発生原因>

支出業務については、請求書受付ボックスを設置し、受理した請求書類等は受付ボックスに置くようにルール化していたが、支出事務担当者が当該書類を既定の受付ボックスに置かず、自身のデスクに置いたまま、その事務処理を失念し支払遅延となったもの。

<処理内容>

支払遅延に伴い発生した遅延利息の支払い手続きを行う。

<再発防止策>

対策として、支出関係書類の管理を支出事務担当者1人のみで完結させないよう、支出関係書類は、最初に総務班長が受け取り、納入日、受理日、支払期限を確認後、既定の受付ボックスに保管するとともに、毎週水曜日を集中処理日として定め、担当にかかわらず、総務班全員で支出業務を分担し、支払処理を行う。また、庶務経験が浅い職員には、指導を徹底するとともに各種研修の受講を促し、関係知識の習得に努める。

<内部統制システムにおけるリスクやチェックポイントへの反映状況>

支払遅延について、令和7年度所属重点リスクに反映した。

(7) 大河原土木事務所

ア 監査委員の報告の内容

委託契約において、定められた期日までに履行確認が行われていないものが認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

(内容)

完了検査について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）に規定する検査の時期を経過し、かつ年度内に履行確認を行っていないもの。

・件数 3件

イ 措置の内容

<発生原因>

3月末に提出された業務完了報告書の不備等について修正対応を行った結果、年度を越えて4月の検収となったもの。関係職員の検収に関する認識が不十分であったことが原因である。

<処理内容>

再発防止に向け、事務の流れの確認や対応策について検討した。

<再発防止策>

職員の認識不足が大きな要因であり、取扱について改めて所内で共通認識を図るとともに、事業履行期限の1週間前を目途に委託事業者へ連絡し、報告内容の事前確認を実施することとした。また、契約締結時の通知文書に、なお書きとして、業務完了報告書に基づく検査を年度末までに実施する必要があることを明記することで、年度内の検収について万全を期すこととした。

<内部統制システムにおけるリスクやチェックポイントへの反映状況>

本監査結果における指摘は重点リスクとしていなかった。再発防止に向け令和8年度の重点リスクとすることとして対応する。

(8) 大河原教育事務所

ア 監査委員の報告の内容

旅費において、引き続き支払遅延が認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

(内容)

非常勤講師の通勤手当相当額旅費について、支給定日を過ぎて支給したものの。

- ・件数 1件
- ・金額 1,536円

イ 措置の内容

<発生原因>

事務担当者の支給調書データへの入力漏れがあり、支払事務に遅延が生じたもの。また、事務処理のチェックについて、組織的対応が不十分であったもの。

<処理内容>

当該事案が判明後、速やかに支出処理を行った。

<再発防止策>

複数職員によるチェックを重点的に行うようにする。会計事務カレンダーや支出確認チェック表を回覧・掲示し、進行状況の見える化を図った。

<内部統制システムにおけるリスクやチェックポイントへの反映状況>

支払遅延については、重点リスクにしていたが、本監査結果において引き続き支払遅延が認められた。現状複数職員によるチェックを重点的に行うことで対応していくことを踏まえ、翌年度以降チェックポイントを見直すことを検討していく。

(9) 築館高等学校

ア 監査委員の報告の内容

給料及び職員手当において、二重払いが認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

(内容)

会計年度任用職員の給与について、誤って作成した支出命令決議書と正しく作成した支出命令決議書の2件とも確認命令を行い、二重に支払ったもの。

- ・件数 1件
- ・返納額 120,475円

イ 措置の内容

<発生原因>

令和6年5月16日に4月分の支出命令決議書の入力後、算出に誤りがあることに気づき、新たな支出命令決議書を作成し回議したが、誤りとなった支出命令決議書の取消し入力を失念し、さらに支出命令確認においても確認がされないまま正誤両方の帳票が支払いの決裁を受けたため二重に支出処理が行われたもの。

<処理内容>

令和6年5月21日の報酬支給日に当該職員へ報酬の二重払いした旨とそれに伴い誤った額の報酬額は返納してもらう必要があることを説明し、同日返納決議書を作成、納入通知書を当該職員へ送付した。そして3日後の5月24日に全額返納されたことを確認した。

<再発防止策>

二重払いにならないように、支出命令決議書の誤りに気付いた場合には、誤った支出命令決議書の取消処理を行ってから新たな支出命令決議書を作成することを職員間で意思統一するとともに、報酬の支給については、支給対象職員ひとりひとりについて二重処理されていないか、支給漏れがないかなどを複数の職員で確認することとした。

<内部統制システムにおけるリスクやチェックポイントへの反映状況>

本監査結果における指摘は重点リスクとしていなかった。現状、複数の職員での確認により対応していくことを踏まえ、翌年度以降重点リスクを見直すことを検討していく。

(10) 石巻好文館高等学校

ア 監査委員の報告の内容

需用費において、支払遅延が認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

(内容)

物品購入代金について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）に規定する支払時期を越えて支払ったもの。

- ・件数 1件
- ・金額 14,520円

イ 措置の内容

<発生原因>

担当者が約定期間開始日を錯誤していたことに加え、他の職員の確認が形骸化しチェック機能を果たしていなかった。また、出納員が請求書等添付書類の確認が疎かとなり支払遅延を発生させた。

<処理内容>

判明後、事業者へ謝罪し、速やかに支払いを行った。

<再発防止策>

職員の知識不足と形骸化したチェックが原因と考え、財務規則に則した項目を提示したチェックシートを作成し、知識を深めると同時に各職員にチェックへの責任を求めることにした。

<内部統制システムにおけるリスクやチェックポイントへの反映状況>

支払遅延については、重点リスクにしていたが、本監査結果において指摘であった。再発防止策として作成したチェックシートにより対応していくことを踏まえ、令和8年度以降チェックポイントを見直すことを検討していく。

(11) 工業高等学校

ア 監査委員の報告の内容

教育財産の使用許可に係る水道料において、調定遺漏が認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

(内容)

- ・件数 1件

イ 措置の内容

<発生原因>

目的外使用許可において、電気料は子メータにより計量し徴収していたが、水道料については年間の使用料を基に算出し徴収すべきところ、その認識がなかったため、調定遺漏となってしまったもの。

<処理内容>

担当課に確認の上、過去の実例に基づき5年間遡及し、令和2年度から令和6年度分までの水道料（8,575円）を徴収した。

<再発防止策>

事務室内において、目的外使用許可の事務処理制度について再確認するとともに、起案の際には使用料、水道料等の徴収に漏れはないか複数の目で確認することにより、チェック体制を強化し、再発防止に取り組む。

<内部統制システムにおけるリスクやチェックポイントへの反映状況>

本監査結果における指摘は重点リスクとしていなかった。現状チェック体制を強化することにより対応していくことを踏まえ、令和8年度以降重点リスクを見直すことを検討していく。

(12) 秋保かがやき支援学校

ア 監査委員の報告の内容

需用費及び委託料において、支払遅延が認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

(内容)

- 1 コピー料金ほかについて、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）に規定する支払時期を越えて支払ったもの。
  - ・件数 11件
  - ・金額 1,373,881円
- 2 一般廃棄物収集運搬処理業務について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）に規定する支払時期を越えて支払ったもの。
  - ・件数 5件
  - ・金額 321,475円

イ 措置の内容

<発生原因>

職員旅費、需用費（電子複写機の複写サービス、プロパンガス単価契約）及び一般廃棄物収集運搬処理業務について、定例的な支出であるにもかかわらず、進行管理及び事務室内での相互チェックが不十分であった。

各担当者が個別に支払チェック表を作成していたが、契約、請求、支出までの一連の業務進捗について、事務室全体での共有がなされておらず、結果として政府契約の支払遅延防止等に関する法律に規定する支払時期を超過した。

<処理内容>

電子複写機の複写サービス（4～8月分）、一般廃棄物収集運搬処理業務（4～8月分）、プロパンガス単価契約（4～9月分）について支払遅延が判明した。

判明後、速やかに事業者へ謝罪を行い、必要な支払手続きを完了した。

<再発防止策>

定例的な支出について、定例支出チェックシートやホワイトボード掲示により進捗を可視化し、毎朝の打合せ等で事務処理状況を確認することとした。また、事務分担の偏りを防ぐとともに、出納員が業務進捗を注視し指導助言を行う体制とした。

<内部統制システムにおけるリスクやチェックポイントへの反映状況>

支払事務の進行管理については、支払遅延が発生したことを受け、定例支出チェックシートの整備及び事務室内での情報共有強化により再発防止に取り組むこととした。

(13) 秋保かがやき支援学校

ア 監査委員の報告の内容

扶助費において、二重払いが認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

(内容)

特別支援教育就学奨励費について、支払データの作成を誤り、二重に支払ったもの。

- ・件数 1件
- ・金額 403,000円

イ 措置の内容

<発生原因>

通学費本人経費分（令和6年4月・5月分）について、家庭の支出負担が大きいことから通

常支給日より前に支給していた事実を失念し、通常支給日に再度支給したことにより二重払いが発生した。また、就学奨励費システムの操作理解不足及び事務室内での確認不足により、二重払いを見逃していた。

<処理内容>

判明後、該当保護者へ速やかに連絡し、経緯説明及び謝罪を行った。その後、自宅訪問により改めて説明を行い、返金依頼の上、返納処理を完了した。

<再発防止策>

就学奨励費制度及びシステム操作に関する理解不足を解消するため、関連研修へ積極的に参加することとした。

主務課や他校担当者と連絡を密にし、不明点は随時確認及び相談を行う体制とした。

支払処理については、複数の職員による確認を徹底し、読み合わせは人を替え2回以上行うこととした。

<内部統制システムにおけるリスクやチェックポイントへの反映状況>

二重払いが発生したことを受け、翌年度は過誤払い防止を重点項目として位置付け、多重チェックやチェックシートでの確認体制の強化を図るとともに、支払実績との突合確認を必須とするなど、事務手順及びチェックポイントを見直すこととした。

宮城県市町村職員共済組合理事長から、次のとおり公報掲載の依頼があった。

令和8年6月26日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県市町村職員共済組法定款第5条の規定に基づき、令和7年度決算の要旨を公告する。

令和8年6月26日

宮城県市町村職員共済組合

理事長 若 生 裕 俊

宮城県市町村職員共済組合令和7年度決算の要旨

1 組合に属する地方公共団体等

市	町	村	一部事務組合等	合計
13	20	1	17	51

2 組合員数及び標準報酬月額は、次のとおりである。

組合員の種別	一般	短期	市町村長	特定消防	長期	後期高齢者等 短期	市町村長長期	船員一般	船員短期	任意継続	合計
組合員数(人)	16,567	6,806	28	1,871	1	60	6	10	4	476	25,829
標準報酬月額 (千円)	長期	6,246,552	18,200	759,910	650		3,900	3,900			7,033,112
	短期	6,508,632	1,242,648	24,440	759,970	1,390	13,532	5,110	3,900	900	110,836
1人当たり標準報酬月額 (円)	長期	377,048	650,000	406,152	650,000		650,000	390,000			380,518
	短期	392,867	182,581	872,857	406,184	1,390,000	225,533	851,667	390,000	225,000	323,849

3 組合職員の数、次のとおりである。

(単位:人)

経理単位	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	物資	計
人員	19	3	25	3	1	1	52

4 各経理単位別収支状況は、次のとおりである。

(単位:千円)

区分	短期	厚生年金保険	退職等年金	経過的長期	退職等年金 預託金管理	経過的長期 預託金管理	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	物資
(収入)												
負担金	7,239,774	15,434,983	828,393	103,929			241,613	217,638				
掛金・保険料	7,251,325	10,069,064	828,373					212,708				
施設収入・商品売上									381,542			
連合会交付金	680						90,696				115	
利息及び配当金	17,686				13,432	32,777	2,261	4,586	10,085	885,055	19,071	19
その他収入	806,303						23	14,282	4,631	43,459	24	14,187
他経理から繰入金							29,882		39,000			
前年度繰越支払準備金	1,187,265											
計	16,503,033	25,504,047	1,656,766	103,929	13,432	32,777	364,475	449,214	435,258	928,514	19,210	14,206
(支出)												
給付金	8,186,598											
負担金払込金		15,434,983	828,393	103,929								
掛金・保険料払込金		10,069,064	828,373									
役職員給与							155,228	32,252	150,531	23,735	7,829	6,910
特定健康診査等費								24,291				
旅費・事務費							15,292	2,713	1,209	1,700	542	164
商品仕入									9,497			
飲食材料費									78,678			
委託費							7,813	7,820	21,062	382	10	8
支払利息					13,432	32,777				639,584	8,509	4,802
退職者給付拠出金												
前期高齢者納付金	1,909,006											
後期高齢者支援金	2,891,046											
病床転換支援金	1											
介護納付金	1,342,603											
連合会払込金	174,482											
連合会拠出金	809,113											
他経理へ繰入金	29,882							39,000				
その他支出	7,443						186,058	346,095	173,415	5,618	1,378	1,821
次年度繰越支払準備金	1,260,708											
計	16,610,882	25,504,047	1,656,766	103,929	13,432	32,777	364,391	452,171	434,392	671,019	18,268	13,705
差引当期利益金	12,217						84		866	257,495	942	501
差引当期損失金	120,066							2,957				
年度末支払準備金	1,260,708											
年度末資本剰余金							40,923	19,404	1,515,074			9,673
年度末利益剰余金	2,547,862						370,957	939,384	112,019	4,969,020	648,079	181,445

仙台市職員共済組合理事長から、次のとおり公報掲載の依頼があった。

令和8年6月26日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

仙台市職員共済組合定款第5条の規定に基づき、令和7年度決算の要旨を公告する。

令和8年6月26日

仙台市職員共済組合

理事長 藤 本 章

仙台市職員共済組合令和7年度決算の要旨

1 組合に属する地方公共団体等

市	合 計
1	1

2 組合員数及び標準報酬の月額、次のとおりである。

組合員の種別	一般	短期	市長	特定消防	後期高齢者等短期	継続長期	任意継続	合 計
組合員数 (人)	8,667	4,833	1	1,033	33	0	270	14,837
標準報酬の月額 (千円)	長期	3,856,250		650	502,210		0	4,359,110
	短期	3,932,360	1,044,648	1,330	502,760	6,332	68,990	5,556,420
1人当たり 標準報酬の月額(円)	長期	444,935		650,000	486,167		0	449,346
	短期	453,716	216,149	1,330,000	486,699	191,879	255,519	374,498

3 組合職員の数、次のとおりである。

(単位：人)

経 理 単 位	業 務	貸 付	合 計
人 員	7	1	8

4 各経理単位別収支状況は、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	短 期	厚生年金 保 険	退職等年金	経過的長期	退職等年金 預託金管理	業 務	保 健	貯 金	貸 付
( 収 入 )									
負担金	4,556,641	9,343,817	497,828	61,795		67,724	124,684		
掛金・保険料	4,571,996	6,065,771	497,328				121,958		
利息及び配当金					0			154,629	7,042
その他収入	572,352					66,076	5		75
他経理からの繰入金						19,973			
前年度繰越支払準備金	716,636								
計	10,417,625	15,409,588	995,156	61,795	0	153,773	246,647	154,629	7,117
( 支 出 )									
給付金	4,975,524								
役職員給与						51,255	576	3,335	7,986
旅費・事務費						14,357	1,376	1,073	544
委託費						10,542	6,700	367	342
支払利息					0			80,729	
連合会払込金	106,665	15,409,588	995,156	61,795					
連合会拠出金	494,707								
前期高齢者納付金	1,103,563								
後期高齢者支援金	1,771,532								
病床転換支援金	1								
介護納付金	794,080								
他経理へ繰入金	19,973								
その他支出	5,972					74,986	244,931	1,424	2,564
次年度繰越支払準備金	745,599								
計	10,017,616	15,409,588	995,156	61,795	0	151,140	253,583	86,928	11,436
差引当期利益金	400,009					2,633	△ 6,936	67,701	△ 4,319
年度末支払準備金	745,599								
年度末資本剰余金									
年度末利益剰余金	1,543,391					43,260	445,308	765,601	1,168,187